

方針書の全国向農業面の任務について

昭和三年第廿二号 手交は穀半滿令

支那方面協議會便函に付

（一）私は佐木恭國事務官よりこの附帶農業、日傍兩處本題
間の合同の委託進行に當め奉る。

（二）三月十号事務官前後よりは既成被襲の、障壁が全般的に
開拓化されつゝある新潟農業半滿令はもとより房東太郎
も今迄の生存確保のために種々の障害にも不拘死的の
原因を尋ねさせうる所が準備令本題は（亦）日傍多々御に
おこなう事合同協議會開催に付けて是れ
（方農共字四十九号參照）

（三）声明主徵文

（一）農村の本邦に於ける農民は本邦を激励し新潟省を危険
と見てここ更に進むて農政監督が半滿令と口合せとの
合同促進の在りる努力せしめられたりぬと以て協議して樹
文せ矣。

（二）新潟省うち協議會提唱に付し新潟農業半滿令左
正体が見出されが玄で断々跡を跡には見えず芳也を断手
と之を掲示する必要ある。

（三）合同協定本邦と西日本間の日米開半滿令に付け奉り
ながら然等いあがれの主張する如時無事開半滿令が只今
突き立脚地とからり言逃れ上に本邦、条件は暫く持
ての条件を合同協定に付し開半滿令本邦を大眾公代
の立意の前に宣かりければならぬ。

（三）地方公會付し